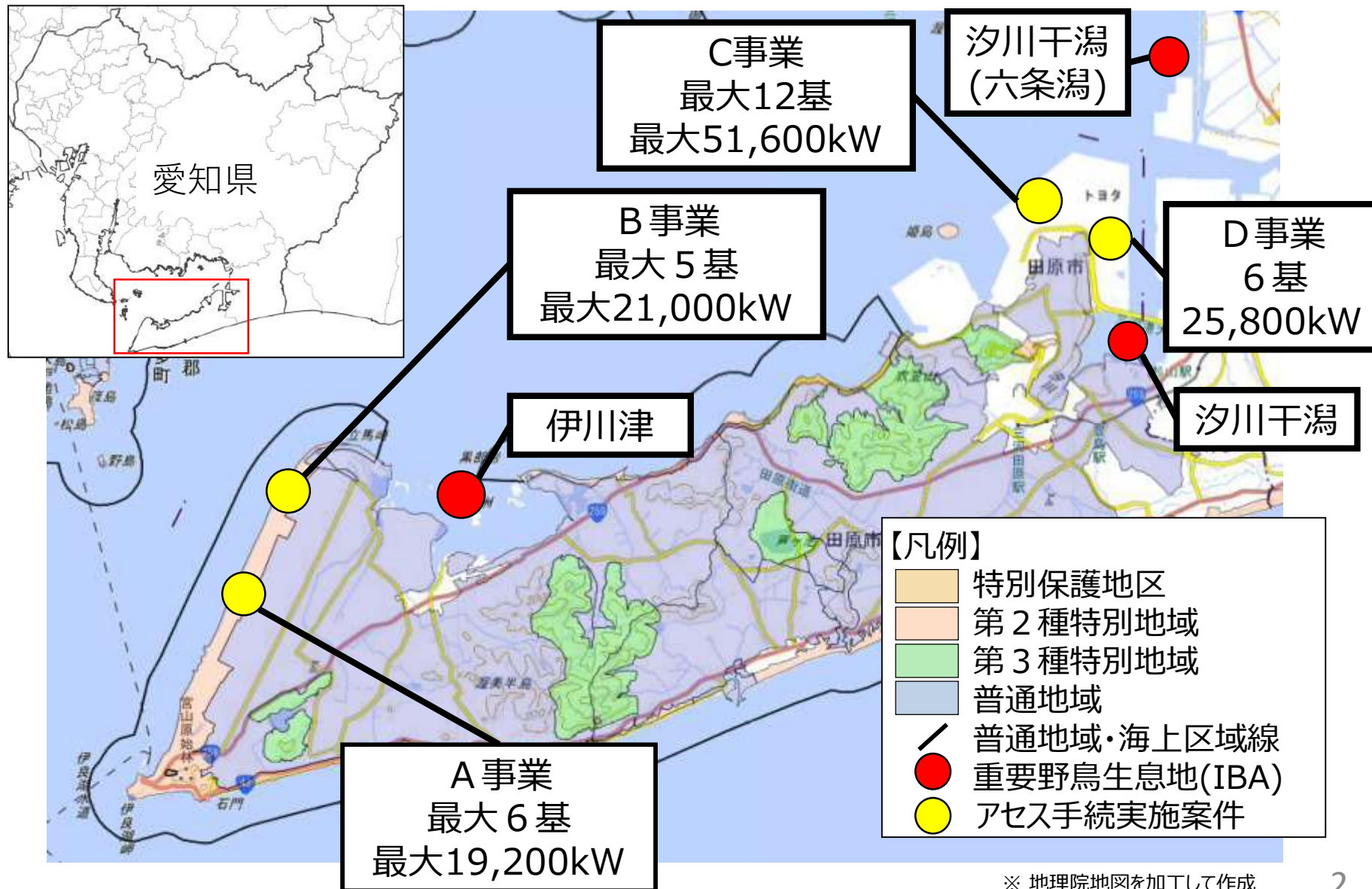


環境影響評価法における風力発電所の 規模要件の緩和に対する意見

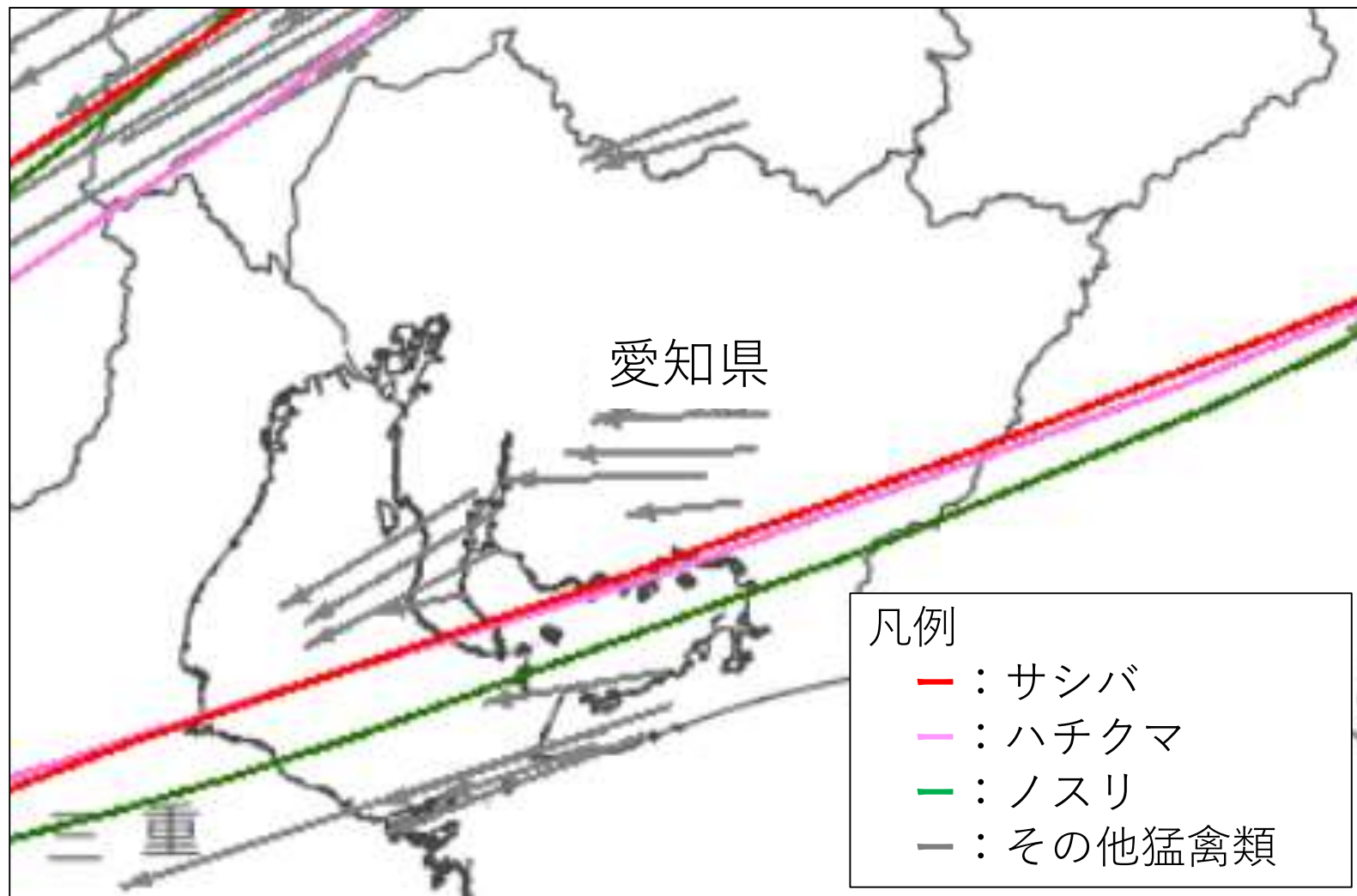
2021年1月21日

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課
担当課長 永井 敏和

愛知県における風力発電所の対象事業



鳥類の渡りルート



(出典)環境アセスメントデータベース

鳥類の渡りルート 日中の渡りルート

A事業の方法書について主な愛知県知事の意見

○ 事業計画の見直しについて

三河湾国定公園第2種特別地域であり、重要な自然環境や景観資源が存在すること等から、動植物、生態系、景観への重大な影響が懸念。

 重要な自然環境のままとりの場の改変等を回避すること。

○ 今後の調査、予測及び評価等について

- ・ 風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等の鳥類への影響
[サシバ等の鳥類の渡りルートや、重要野鳥生息地（伊川津）が存在]

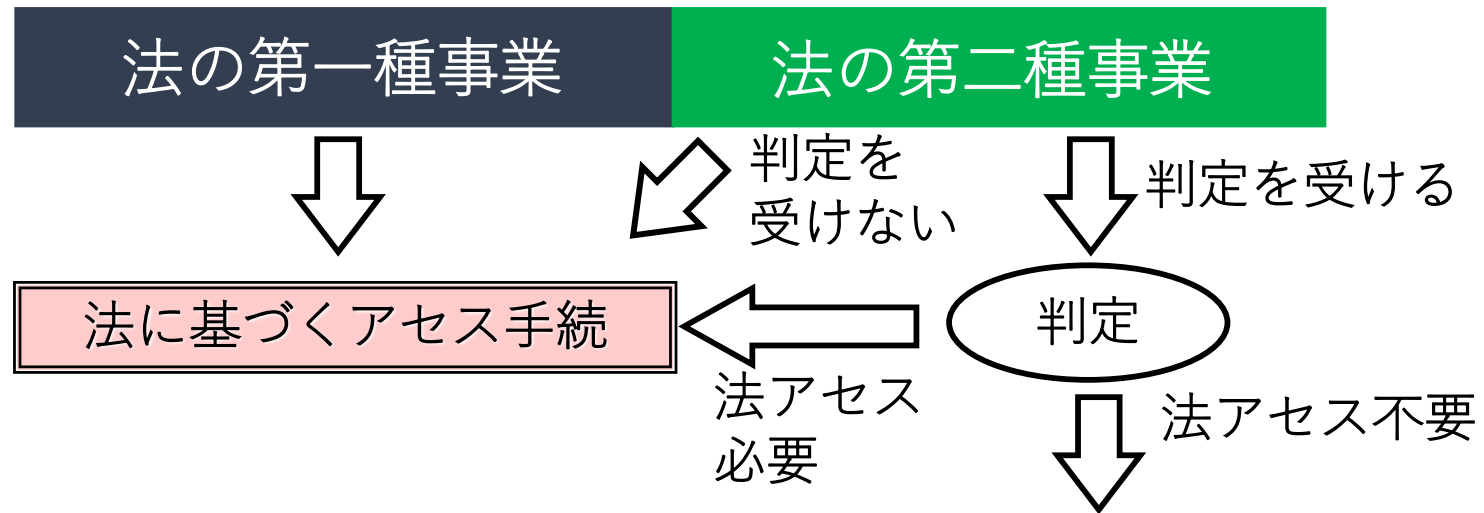
- ・ 希少な野生植物への影響
[ハギクソウ（絶滅危惧IA類）等の重要種の生育]

 適切な調査・予測・評価の手法の検討
適切な環境保全措置、事後調査の実施

- ・ 国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への影響

 海岸景観として、適切な調査・予測・評価の手法、環境保全措置の検討

愛知県における法と条例との関係



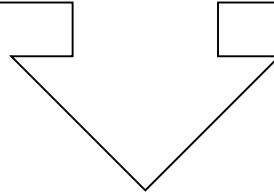
条例の対象事業

- ・ 法対象事業種・・・法アセス手続不要と判定された第二種事業
- ・ 条例独自事業・・・法にはない事業種

種類	法第一種事業	法第二種事業	条例
風力発電所	1 万 k W 以上	0.75～1 万 k W	0.75～1 万 k W

規模要件の緩和による懸念事項①

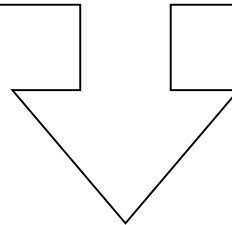
- 環境影響が想定される事業（手続中を含む）が対象外
- 今後、規模要件未満の事業が集中
- 住民等とのコミュニケーションが不足



環境配慮の取組・環境保全措置が適切に実施されない可能性
住民等とのトラブル発生の可能性

規模要件の緩和による懸念事項②

- 法の規模要件の緩和について、著しい影響を及ぼさないという合理的な内容・根拠が示されていない。
- 法の規模要件緩和後、第二種事業よりも小さい規模の風力発電所を条例対象とすると、
 - ・事業者にとって手続の緩和とならない。
 - ・従来の条例の枠組みから外れることになり、他の事業種を含めた見直しの検討に及ぶ。
- 政令の施行日が先行すると、現行条例の規模要件以上にも関わらず、アセス対象外となるケースが生じる。



条例での規模要件の見直しについて、

- ・ 理解が得られない可能性
- ・ 検討及び手続が政令の施行日までに終わられない可能性

風力発電所の規模要件の緩和に対する意見 (基本的考え方)

- ・ 地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーの導入拡大は推進すべき。
 - 風力発電所の設置事業は、より一層の推進が望ましい。
- ・ 一方、風力発電所の設置事業の実施に当たり、実施区域及び周辺における生活環境や自然環境への保全措置が必要。

規模要件の緩和に対する意見①

1 規模要件の緩和に頼らない手法の検討

(1) 調査・予測・評価の簡略化などによる手続の簡素化

(2) 第二種事業の範囲の拡大によるスクリーニング制度
の効果的活用

(「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する
検討会報告書」(2019年3月) 参照)

規模要件の緩和に対する意見②

2 規模要件を緩和する場合に明確化すべき事項

- (1) 規模要件を緩和する目的と基本的な考え方
- (2) 規模要件の設定根拠

規模要件の緩和に対する意見③

3 規模要件緩和時に必要な措置

- (1) アセス手続が不要となる事業について、環境配慮の
取組・環境保全措置、住民とのコミュニケーションの
確保を担保する仕組みの構築
- (2) アセス手続が一定段階にある事業の経過措置の考
え方の明示
- (3) 条例での対応に必要な期間の確保

規模要件の緩和に関連する意見

- 今後、規模要件緩和により、自然公園内における風力発電所が増加する可能性
- 自然公園内における工作物の新築等に係る許可基準等が抽象的なため、対応に苦慮

＜自然公園法施行規則の許可基準＞（抜粋）

- ・ 支障木の伐採が僅少であること
- ・ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと
- ・ 野生動植物の生育又は生息上、重大な支障を及ぼすおそれがないこと



自然公園内における風力発電所設置の取扱いについて整理の上、方針の明示をお願いしたい

その他の意見

発電所に係るアセス図書において、以下の事例が散見。

- ・ 電子縦覧でダウンロード不可、印刷不可
- ・ 縦覧期間後の閲覧不可



住民等の理解促進及び利便性の向上の観点から、改善を求める声が多数有り。



発電事業の許可権者からも事業者指導をお願いしたい。